

議案第 1 1 2 号

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 区議会議員の期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年10月世田谷区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「前項の」を「の」に、「100分の25」を「100分の10」に改める。

第2条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の17.5」を「100分の170」に、「100分の182.5」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。